

くすのき広域連合解散に伴う 事業所説明会（総合事業）

令和5年10月25日（水）

四條畷市立市民総合センター1階 展示ホール

午前の部：10時～11時

午後の部：14時～15時

※内容は同じです。

四條畷市健康福祉部 高齢福祉課

令和5年10月

<<目次>>

1 四條畷市の総合事業について

- (1) 変更点について
- (2) サービスコードについて
- (3) 経過措置の終了について

2 総合事業の指定等について

- (1) 指定の有効期間について
- (2) 指定・更新等の手続きについて
- (3) 令和6年3月末で指定有効期間満了となる事業所について

3 その他

- (1) 地域区分について

1 四條畷市の総合事業について

(1) 変更点について

No.	事業名称	名称の変更	事業内容の変更	単位数の変更
①	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス (従前相当)	なし	あり
②	訪問型サービスA(緩和型)	なし	あり	
③	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス (従前相当)	なし	
④	通所型サービスA(緩和型)	なし	なし	
⑤	通所型サービスB(住民ボランティア型)	なし	あり	
⑥	通所型サービスC(短期集中型)	なし	あり	あり

※市内の通所型サービスB実施事業者なし（令和5年10月時点）

※通所型サービスCの変更点については、別途説明の機会を設けます。

(2) サービスコードについて

単位数等サービスコードの一部に変更が生じるため、令和6年4月版のサービスコードを各事業所のシステムに再度取り込む必要があります。後日、四條畷市のホームページに掲載しますのでご対応をお願いします。

※4月利用分の請求に間に合う時期に掲載します。

(3) 経過措置の終了について

令和3年度法改正により、以下3点が義務付けられました。令和6年3月31日で経過措置が終了しますので、必ず各事業所で体制を整備し運営規程及び重要事項説明書に記載してください。（変更届の提出は不要です。）

- ①業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定など）
- ②感染症対策の強化（指針作成、委員会開催など）
- ③虐待の防止（指針作成、委員会開催など）

2 総合事業の指定等について

(1) 指定の有効期間について

くすのき広域連合で総合事業の指定を受けていた事業所は、令和6年4月以降も指定の効力及び残りの指定有効期間を各構成市に引き継ぎます。(手続き不要)

解散前	令和6年4月以降	有効期間満了に際して
くすのき (有効期間 ~R8.0.0)	守口市(有効期間 ~R8.0.0)	利用者あり ⇒更新手続き(手数料10,000円)
	門真市(有効期間 ~R8.0.0)	利用者なし ⇒廃止届提出または有効期間が切れるまで放置
	四條畷市(有効期間 ~R8.0.0)	利用者あり ⇒更新手続き(手数料10,000円)

(2) 指定・更新等の手続きについて

①申請スケジュール ⇒ 変更なし

指定、更新	指定/更新を希望する月の前々月の20日から前月10日まで
変更	変更日から10日以内
廃止・休止	1ヶ月前

②手数料 ⇒ 変更なし

③申請様式等 ⇒ 変更あり(新様式となります)

④添付書類 ⇒ 変更あり(簡素化します)

} 国様式に準拠

※市ホームページに申請要領と様式を掲載します。

(3) 令和6年3月末で指定有効期間満了となる事業所について

対象事業所数が多いため、以下の申請スケジュールで更新手続きを実施しますのでご協力をお願いします

更新勧奨通知：11月初旬発送

更新申請様式：新様式(四條畷市HP参照)

申請受付期間：令和5年11月30日までに提出

指定書の交付：令和6年4月1日

3 その他

(1) 地域区分について

令和6年4月からは四條畷市としての地域区分が適用されます。

原則としては、6級地に区分されますが、令和6年度介護報酬改定に向けた地域区分の特例適用に関して、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会において議論されているところです。本市としましても、くすのき広域連合解散後の地域区分の激変緩和について、国に要望しているところですのでご理解賜りますようお願いいたします。

【参考：1単位あたりの単価（令和5年度）】

級地	通所型サービス	訪問型サービス
3級地	10.68 円	11.05 円
4級地	10.54 円	10.84 円
5級地	10.45 円	10.70 円
6級地	10.27 円	10.42 円